

城東台学区女性部 規約

(名称)

第1条 本会は、城東台学区女性部と称す。

(組織)

第2条 本会は城東台学区各町内会女性部長1名ずつ計3名で構成する。

2 ただし、本会は城東台学区連合町内会役員会には属さない。

(目的)

第3条 本会は、上道地区、岡山市東区等の枠組みで組織される対外的な会議体に、学区の女性代表として参加することに協力する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

代表 1名 副代表 2名

役員は委員の互選による。

(任期)

第5条 任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(その他)

第6条 会議は必要に応じて開き、メンバーが担った役割の内容を共有する。

※付則

この規約は令和2年4月1日から施行する。